

富山湾 遊漁マップ

～遊漁を楽しむ皆さんへ～

富山県・富山県海面利用協議会

万が一、事件、事故の 緊急事態 が発生したら・・・
※ 緊急通報電話番号118(局番なし)

最寄りの警察署、漁業協同組合または

伏木海上保安部 七尾海上保安部

TEL0766-45-0118

TEL0767-52-9118

○ もし、密輸、不審船等を発見したら・・・

海難事故の際の救助要請だけでなく、薬物、銃器などの密輸、密航等の不審船事案への情報提供にもご協力下さい。

○ もし、海に転落した人を発見したら・・・

救命ロープ、救命胴衣等の投入または、とにかくウキになるようなもの(クーラーボックス、ペットボトルなど)を投げ入れ、近くの船に救助の合図を送るなどして救助を求めましょう。

◎遊漁についてのご意見、お問い合わせは下記に

富山県農林水産部

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

水産漁港課漁政係

TEL 076-444-3293 Fax 076-444-4412

富山県海面利用協議会

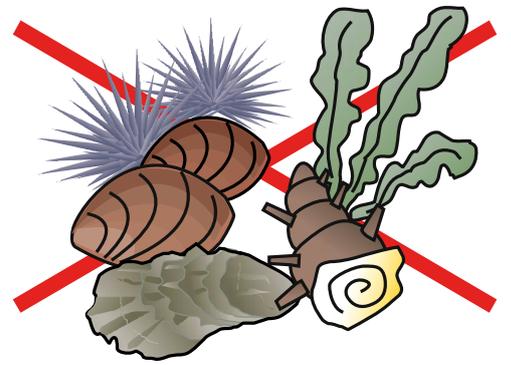
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山海区漁業調整委員会事務局内

TEL 076-444-2177 Fax 076-444-4412

ちゅうい! - 海には漁業権がある -

アワビ、サザエ、カキ等をとることが漁業者の権利(共同漁業権)となっている区域で、遊漁者がこれらをとることは、それが規則で許されている漁具・漁法であっても、漁業権の侵害となり罰せられることがあります。地区によって漁業権の内容が若干異なっていますので、詳しくはこのマップの地区毎のページを参考にしてください。



西部地区の漁業権 (射水市、高岡市、氷見市)



《当地区の漁業協同組合》

新湊漁業協同組合
(射水市八幡町1-1100 0766-82-3147)

氷見漁業協同組合
(氷見市比美町435 0766-74-0170)

《共同漁業権の内容となっている魚介類》

共第7号

(漁業権者:新湊漁業協同組合)
カキ、サザエ、シロエビ、テングサ
アワビ、ナマコ

共第8号

(漁業権者:氷見、新湊漁業協同組合)
カキ、アワビ、サザエ、ハマグリ、ウニ
ナマコ、タコ、ワカメ、テングサ、バイ
フリ、イワノリ、エゴノリ、モズク
ホンダワラ類、アオサ

共第9号

(漁業権者:氷見漁業協同組合)
カキ、アワビ、サザエ、ウニ、ナマコ
タコ、ワカメ、テングサ、イワノリ、エゴ
ノリ、モズク、ホンダワラ類、アオサ

《当地区の漁業者から お願いしたいこと》

- ・空き缶、ビニール袋、エサの残り等のゴミは各自持ち帰り処分しましょう。釣り場の自然環境を大切にしましょう。
- ・庄川、小矢部川の河口沖では、しろえび漁を行っています。操業中は漁船周辺に漁網を展開していますので、十分に距離をとるようお願いいたします。
- ・定置網にひっかけて落とした釣り具で、漁業者がケガをする場合があります。注意してください。



中部地区の漁業権（魚津市、滑川市、富山市）



《当地区の漁業協同組合》

魚津漁業協同組合（魚津市漁港定坊割 0765-24-0068）

滑川漁業協同組合（滑川市高塚2616 076-475-2225）

とやま市漁業協同組合（本所：富山市四方港町87 076-435-2965

岩瀬支所：岩瀬天神町265 076-437-7101、水橋支所：水橋辻ヶ堂40-22 076-478-2228）

《共同漁業権の内容となっている魚介類》

共第4号（漁業権者：魚津漁業協同組合）

カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、ワカメ、アオサ、モズク、カタノリ、フクロノリ、イワノリ、ナマコ

共第5号（漁業権者：滑川漁業協同組合）

カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、モズク、アオノリ、ナマコ

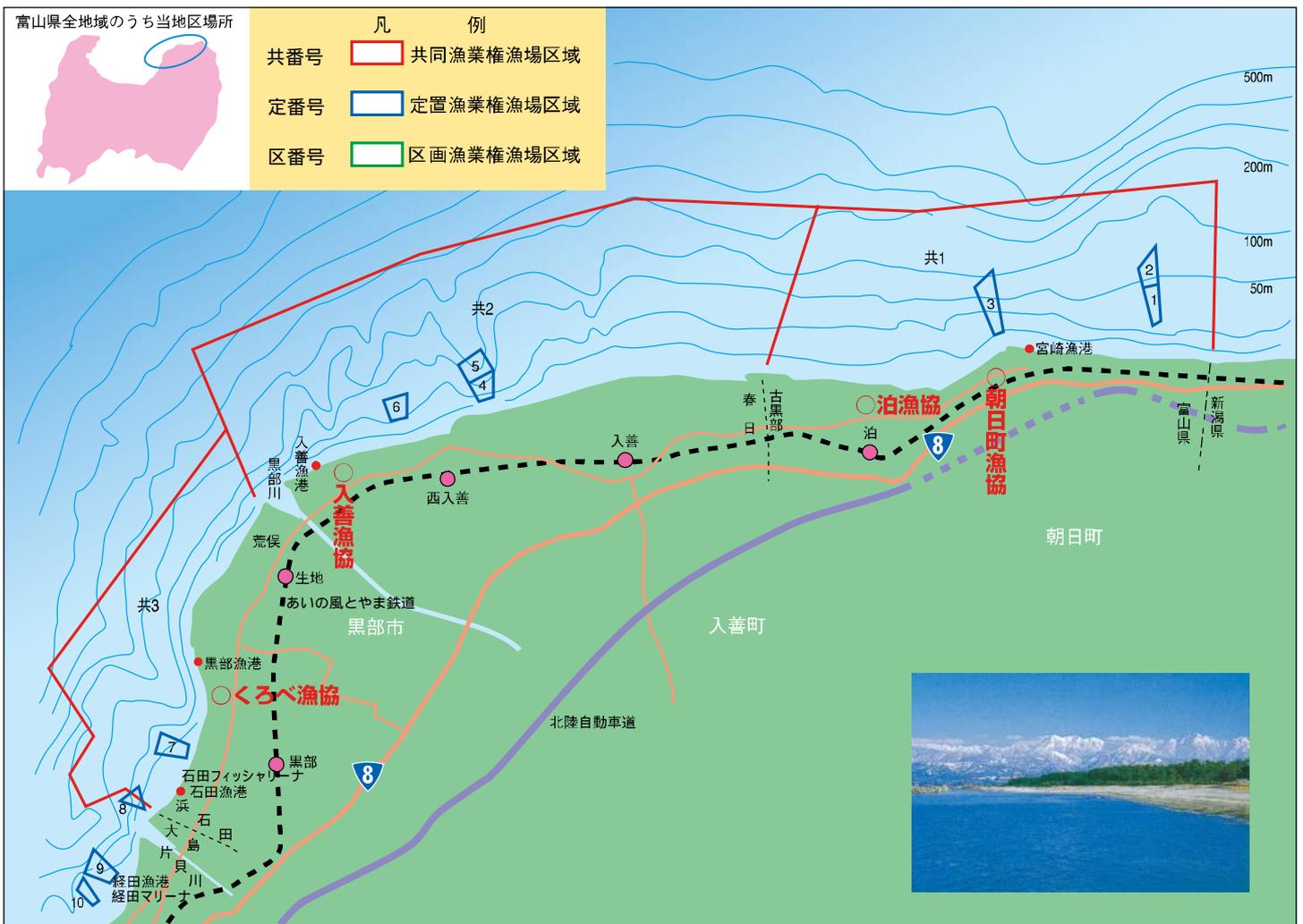
共第6号（漁業権者：とやま市漁業協同組合）

カキ、アワビ、サザエ、ナマコ、タコ、テングサ、モズク、バイ、シロエビ、コダマガイ

《当地区の漁業者からお願いしたいこと》

- ・プレジャーボートの運航にあたっては、漁船の間近を通りすぎるような危険運航をしないでください。
- ・神通川の河口沖では、しろえび漁を行っています。操業中は漁船周辺に漁網を展開していますので、十分に距離をとるようお願いします。
- ・港口での釣は船の出入りにとって大変危険です。
- ・資源の保護に努めましょう。小さな魚は逃がしましょう。

東部地区の漁業権（朝日町、入善町、黒部市）



《当地区の漁業協同組合》

- 朝日町漁業協同組合 (朝日町宮崎1353 0765-82-0034)
- 泊漁業協同組合 (朝日町東草野487-1 0765-82-0134)
- 入善漁業協同組合 (入善町芦崎338 0765-76-0111)
- くるべ漁業協同組合 (黒部市生地中区365 0765-57-0101)

《共同漁業権の内容となっている魚介類》

- 共第1号 (漁業権者:朝日町、泊漁業協同組合)
カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、ワカメ、エゴノリ、アオノリ、イワノリ、モズク、ナマコ、イガイ
- 共第2号 (漁業権者:入善漁業協同組合)
カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、ワカメ、モズク、エゴノリ、ナマコ
- 共第3号 (漁業権者:くるべ漁業協同組合)
カキ、アワビ、サザエ、タコ、テングサ、ナマコ

《当地区の漁業者からお願いしたいこと》

- ・自分たちのゴミはきちんと持ち帰りましょう。
- ・定置網の浮子やブイ等にボートをつながないで下さい。漁具損傷の原因になります。
- ・資源を増やすため、稚魚や稚貝を放流しています。作り育てる漁業への理解と協力を！

しろえび漁船に注意！

しろえび漁の作業中には、漁船周辺に漁網を展開しています。特に入網・揚網時には表層に網が浮いていますので、船舶の運航にあたっては、スクリューや船底で漁網を破損させないよう、十分に距離をとって航海するようお願いします。

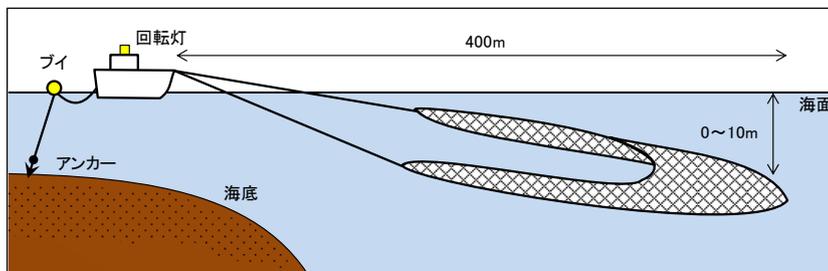
〈しろえび漁の作業について〉

漁 期: 4～11月

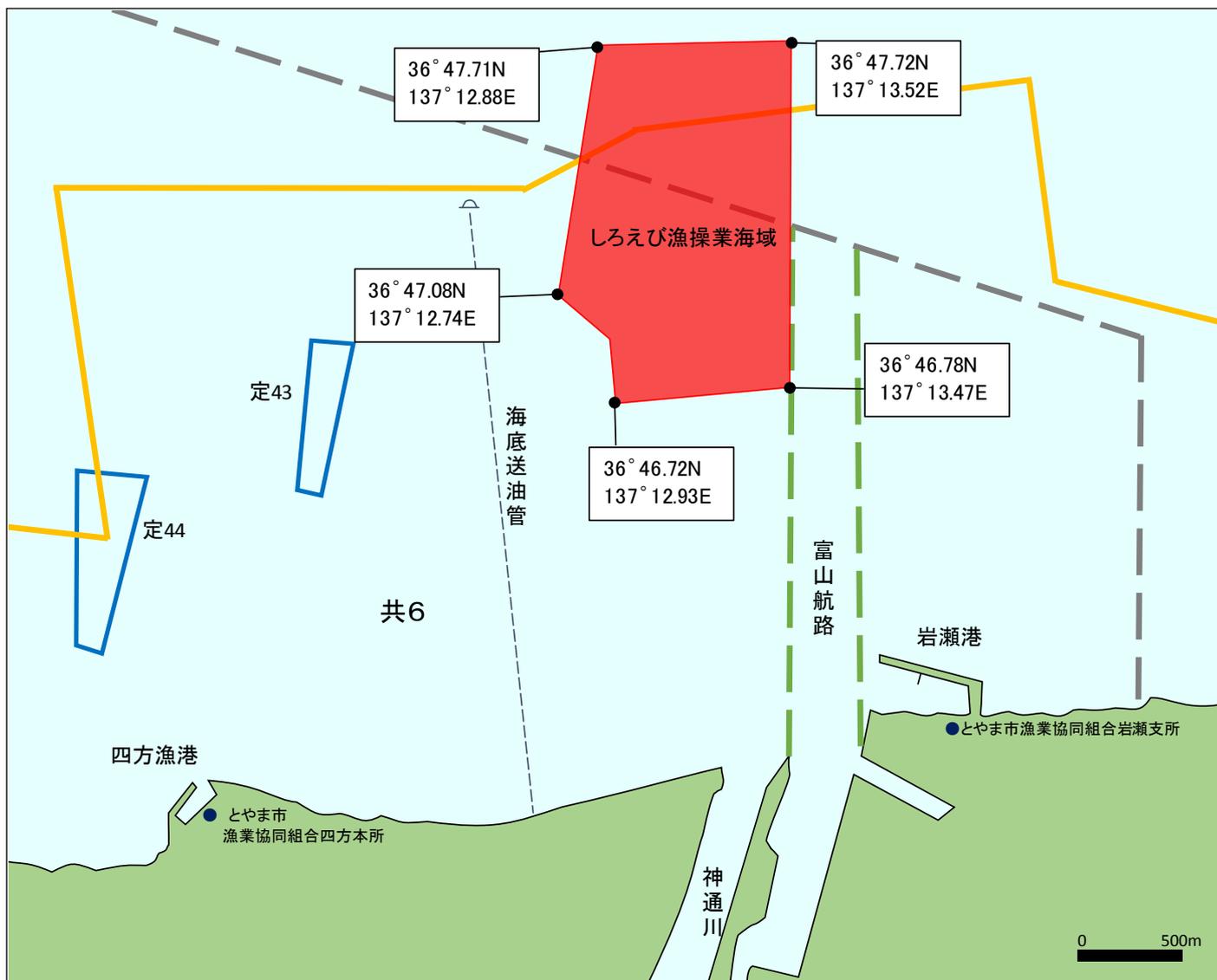
作業時間: 未明～午前中

しろえび漁の作業中は黄色の回転灯を点灯しています。

〈しろえび漁作業図〉



〈神通川河口沖しろえび作業海域〉



凡 例

■ しろえび漁作業海域

□ 共同漁業権漁場区域

□ 定置漁業権漁場区域

□ 航路

□ 港湾区域

《庄川・小矢部川河口沖しろえび操業海域》



凡 例

■ しろえび漁操業海域

■ 共同漁業権漁場区域

■ 定置漁業権漁場区域

■ 航路

■ 港湾区域

《しろえび漁を行っている漁業協同組合》

とやま市漁業協同組合

〒930-2256 富山市四方港町 87 番地

TEL:076-435-2965 FAX:076-435-1670

新湊漁業協同組合

〒934-0025 射水市八幡町1丁目 1100 番地

TEL:0766-82-7707 FAX:0766-84-7707



ルール違反に注意！！

《漁具・漁法の制限》

海の利用には多くのルールがありますが、遊漁を楽しむ皆さんに関係の深いルールとして、富山県漁業調整規則があります。この規則では遊漁者が使用できる漁具及び行える漁法を次の5つに限定しています(第45条 遊漁者等の漁具漁法の制限 罰則あり)。

竿釣り・手釣り

たも網・さで網

船を使わない投網

やす

徒手採捕



従って、例えば次のような漁法は禁止されています。

ひき釣り
(ひき縄釣り、トローリング
立縄釣りを含む)



潜水器具を使って
魚介類を採捕すること



水中銃を使って
魚介類を採捕すること



素潜りでも漁業権魚種の採捕は権利侵害となる場合があります。

《採捕禁止期間による制限》

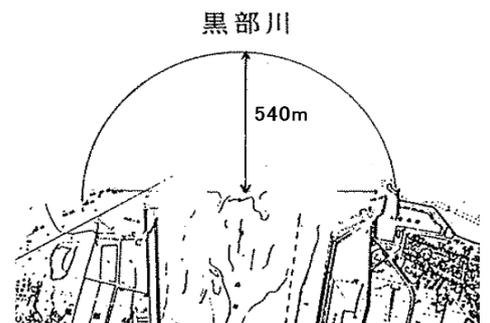
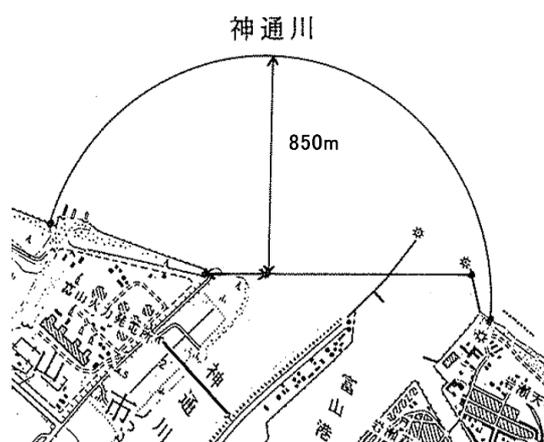
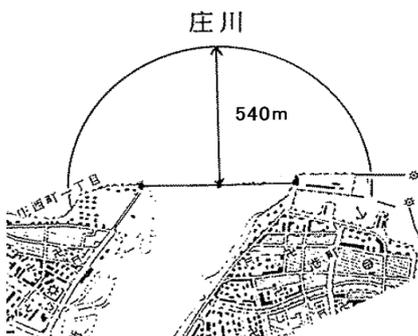
次の水産動植物には採捕禁止期間が定められています(第35条 禁止期間 罰則あり)。これは漁業者であっても守らなければならないルールです。

ナマコ: 5月1日から10月31日まで禁止
テングサ: 9月1日から10月31日まで禁止
アユ: 12月1日から6月15日まで禁止

- ・ナマコ及びテングサの採捕は、共同漁業権の侵害になる場合もあります。
- ・アユは川で生まれたのち海で生活する時期があり、春には海で釣れることがあります。

《河口付近でのサクラマス採捕制限》

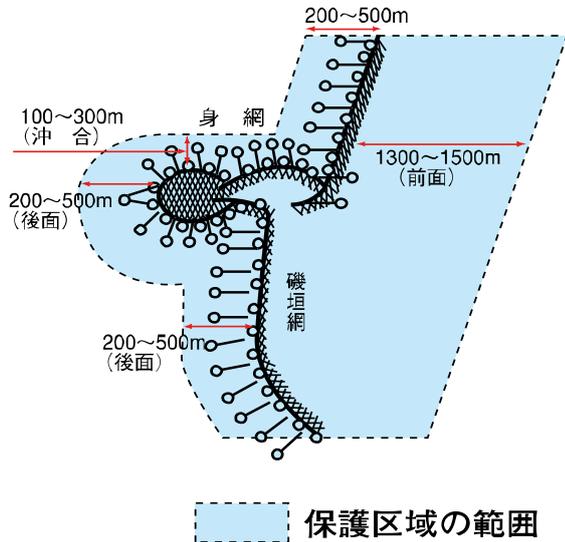
川に上るサクラマスを保護するため、4月1日から6月30日の間は、下図に示す庄川、神通川及び黒部川の河口付近の区域内でのサクラマスの採捕が禁止されています(第42条 河口付近における採捕の制限 罰則あり)。



《定置網漁業の保護区域》

定置網漁業には、「保護区域」が設定されています。これは、定置網漁業が魚群の回遊を待ち受けてとる漁法であるためです。

保護区域内においては、定置網漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営んだり、当該定置網の魚道を遮断したり魚群を逸散させる行為は禁止されています(第34条 定置漁業の保護区域 罰則あり)。



保護区域の範囲は定置網により異なる

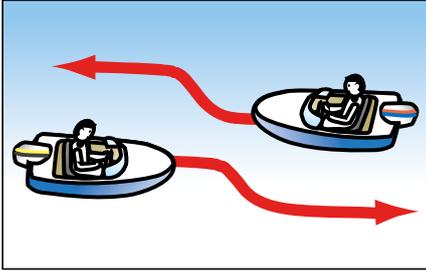
名称	保護区域
ぶり定置漁業	前面 1,500メートル
	後面 300メートル
	沖合 300メートル
まぐろ定置漁業 かつお定置漁業	前面 1,300メートル
	後面 200メートル
	沖合 200メートル
その他の定置漁業	前面 1,300メートル
	後面 500メートル
	沖合 100メートル

美しい富山湾をたいせつに。 ルールを守って楽しい遊漁を。

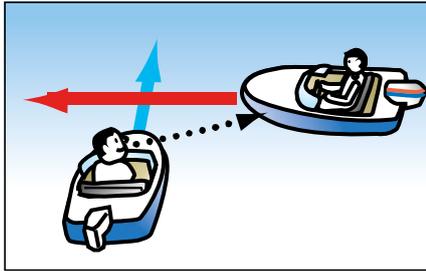


ボート、水上バイクのルール、マナー

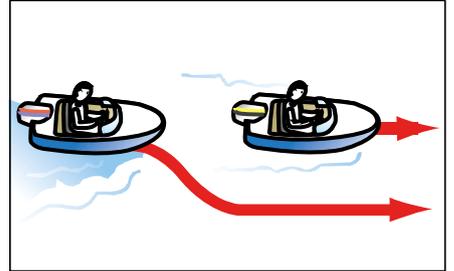
◎右側通行



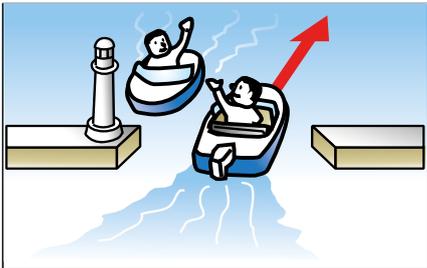
◎進路を横切るときは相手船を右に見る船が避ける



◎他船を追い越すときは十分な間隔を



◎入港時は出港船優先
港内は最徐行



◎刺し網のボンデン(標識)等につかまらない



◎暴走や見せびらかし行為は慎みましょう



出港前のチェックポイント

船体の現状	船底にビルジがたまっていないか。 排水口にゴミ等がないか。
機関の現状	燃料は十分に積まれているか。 潤滑油は汚れていないか、適量あるか。 燃料油・潤滑油のコシ器は汚れていないか。 バッテリー液は適量か、端子結線にゆるみがないか。 機関の操作(前進・中立・後退・増減速)は円滑か。 冷却水が確実に回っているか。 ビルジポンプの作動は確実か。
操舵室の現状	船は左右最大舵角まで円滑にとれるか。 船燈の点滅、警笛の作動は確実か。 計器類の指示に異常はないか。 無線機の作動は確実か。
発航状態	救命浮輪、救命胴衣、消火器等の安全備品はそろっているか、すぐに使えるか。 定員は守られているか。 特に重い荷物が積まれているか。 船具、手荷物等は邪魔にならないように積まれているか。
連絡状況	無理のない航海計画であるか。 計画をマリナー、家族に連絡したか。(万一に備え、連絡体制を確保) マリナーに、連絡場所、乗員名簿等を渡しているか。 航海中の天候は大丈夫か。天気予報の確認、気象・海象の変化に注意。
その他	海技免状、船舶検査証書、船舶検査手帳等の法定書類、機関の取扱書をもったか。 飲酒後や体調不順時は運転しない。

注) 航海計画が予定どおり進まない場合にはマリナー等に連絡しましょう。海難と間違える場合があります。

忘れるな
日頃の点検整備・出港前点検

こんなときは、ここに聞いてみて!

海洋レジャー一般について相談したい

伏木海上保安部警備救難課 TEL 0766-45-0118

潮汐や海に関する色々な事柄を知りたい

伏木海上保安部交通課 TEL 0766-44-0196

ホームページアドレス <http://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/fushiki/>

携帯電話用アドレス <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/fushiki/m/>

プレジャーボートの保管施設や免許取得等について相談したい

北陸信越運輸局富山運輸支局伏木庁舎海事課 TEL 0766-44-1367

プレジャーボートを係留したい

石田フィッシャリーナ(黒部)TEL 0765-52-5777 経田マリーナ(魚津)TEL 0765-24-7782

水橋フィッシャリーナ(富山)TEL 076-482-3939 岩瀬マリーナ(富山)TEL 076-438-8446

海竜マリンパーク (射水)TEL 0766-86-5440

海釣り案内船を利用したい

船舶によって乗客を海面漁場に案内し、釣りなど魚を採捕させる事業をする際は知事への登録が義務付けられています。

- ・「遊漁船業者(専業)」は北信越釣船旅客船業協同組合(射水市片口高場242番地2 0766-86-4522)または富山県農林水産部水産漁港課(076-444-3293)にお問い合わせ下さい。
- ・「遊漁船業者(漁業兼業)」は各漁業協同組合へお問い合わせ下さい。
- ・その他、釣具店等へ直接お問い合わせ下さい。

釣りに関する技術、ルール及びマナーの講師を依頼したい

(一社)全日本釣り団体協議会では、釣りインストラクター制度を実施しております。詳細については(一社)全日本釣り団体協議会(東京 03-3265-4191)まで。

釣りに関する活動をしたい

(公財)日本釣振興会富山県支部 高岡市鐘紡町7-44 林方
076-623-2300 fax 076-623-2300

常に最新の気象情報をチェック!

- 富山地方気象台ホームページ <http://www.jma-net.go.jp/toyama/>
- NHKラジオ気象通報(第2放送1035KHZ)
毎日 9:10~(午前6時観測の気象)、16:00~(正午 ")
22:00~(午後6時 ")
- 電話177番
気象台発表の最新情報(地域情報は、「市外局番-177」)
- 船舶気象(1670.5KHZ)放送時間
舳倉島灯台(毎時46分~)、弾崎灯台・沢崎鼻灯台(毎時47分~)
- 伏木海上保安部テレフォンサービス
TEL0766-45-1778 (舳倉島、大野、伏木、鳥ヶ首、沢崎鼻、弾崎 各灯台)